法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

日本の捕鯨を取り巻く状況 : IWCでの議論とICJ判決

TANIKAWA, Naoya / 谷川, 尚哉

(出版者 / Publisher)
法政大学地理学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理
(巻 / Volume)
48
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
16
(発行年 / Year)
2016-03-18
(URL)
https://doi.org/10.15002/00012902

〔法　政　地　理
J. Geogr. Soc. Hosei Univ.
48, 1-16　(2016. 3)〕

日本の捕鯨を取り巻く状況
── IWC での議論と ICJ 判決 ──

谷川 尚哉

Ⅰ　はじめに

2014 年 3 月 31 日，オランダ・ハーグの国際司法裁判所（ICJ：International Court of Justice）は，オーストラリアが提訴した，日本が南極海で行っている鯨類捕獲調査（いわゆる調査捕鯨）が国際捕鯨取締条約違反であるとして差し止めを求めた訴訟について，①現在の捕獲調査は科学的研究目的とは認められない．②日本は，現行の捕獲調査の許可を取り消さねばならない．という骨子の判決をくだした．日本国内では大きく報道され，捕鯨問題について再び議論が巻き起こった．

本稿では，いわゆる捕鯨問題を振り返るとともに，判決後の動きについて報告したい．

Ⅱ　国際捕鯨取締条約と国際捕鯨委員会

1　国際捕鯨取締条約の成立と日本の加入

第 2 次世界大戦後の 1946 年 12 月 2 日，アメリカの呼びかけにより，ワシントンにて 15 か国により調印されたのが「国際捕鯨取締条約（ICRW：International Convention for the Regulation of Whaling）」である．この条約批准書の寄託国はアメリカであり，1948 年 11 月 10 日に発効した．この条約への加入ならびに脱退は，捕鯨国あるいは非捕鯨国に関わらず世界のどの国でも，寄託国のアメリカに通告すれば良いとなっている．

この条約の目的は，条約の前文から抜粋すれば「鯨族が捕獲を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源を損なわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め，（中略）鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定（日本政府外務省訳）」である．要約すれば，「捕鯨産業の持続的発展のために，鯨類資源を適切にコントロールするための条約」と言えよう．

条約成立時の日本は，GHQ（連合国軍最高司令官総司令部：General Headquarters）の統治下にあり，即時の加入はできなかった．しかし，1951 年 2 月 20 日，加入についての内閣決定がなされ，同年 3 月 23 日には国会承認，同年 4 月 21 日に加入書をアメリカに寄託し，即日，効力発生となった．同年 7 月 17 日に公布および効力発生の告示がなされた．

ちなみに，サンフランシスコ講和条約の調印は，1951 年 9 月 8 日であり，効力発生は翌 1952 年 4 月 28 日である．戦後の独立の前に，国際捕鯨取締条約に加入していたのである．これは日本が，戦前から世界で有力な捕鯨国であったことの証明であり，かつ，GHQ が戦後の食糧難を克服するために，水産庁の要望を受け入れ，1945 年 9 月には沿岸での捕鯨を再開させ，同年中には小笠原諸島水域での母船式捕鯨を許可し，さらに翌 1946 年には南極海での捕鯨を再開させていたことが影響している．

2　国際捕鯨委員会の設立

国際捕鯨取締条約に基づいて設立されたのが，「国際捕鯨委員会（IWC：International Whaling Commission）」（事務局はイギリス・ケンブリッジ）である．

第 1 回年次総会は，1949 年にロンドンで開催された．実は，その時から GHQ は日本政府に成

り代わってオブザーバー参加をしていたのである．1951 年の第 3 回年次総会からは，晴れて日本政府が代表団を送った．

国際捕鯨委員会の加盟国数の推移については後述するが，原加盟国 15 か国は，当然のことながら捕鯨国である．捕鯨をしている国が，自国の捕鯨産業の持続的な発展のために，鯨類資源の適正な維持管理をするための組織として設立されたのが IWC なのであるから．

Ⅲ　1972 年に始まる反捕鯨運動の政治的な思惑

1　ストックホルムでの国連人間環境会議とアメリカ・ニクソン政権のベトナム戦争

1972 年 6 月 5 日から 16 日にかけて，国際連合が主催した世界で初めての環境問題についての大規模な国際会議（113 か国が参加）が，スウェーデンのストックホルムで開催された．名称は「国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment）」であり，合言葉は「かけがえのない地球（Only One Earth）」であった．

時代は，洋の東西を問わず，経済発展から来る様々な公害問題が噴出していた時であり，日本からも水俣病の被害者グループが参加した．

一方，主催国スウェーデンのオロフ・パルメ首相は，「戦争こそ最大の環境破壊」と唱え，この会議でのベトナム戦争批判を目論んでいた．事実，世界中の市民団体も集結し，反ベトナム戦争のフォーラムなどが「市民広場」で開催されていた．

ベトナム戦争の当事国であるアメリカの大統領は，共和党のリチャード・ニクソン．1972 年は大統領再選の年でもあった．すでにアメリカ国内での反戦運動も盛り上がり，ニクソン批判も展開されていた．対立候補の民主党のマクガバン候補は，ベトナム戦争中止を掲げていた．ニクソンにとっては，ストックホルムでの国際会議の場で，ベトナム戦争批判が一段と燃え上がれば，いよいよ選挙への悪影響は計り知れず，再選も危うしと考えた．何としてもベトナム戦争から目をそらせるような策をめぐらさなければならなかった．

その時，ホワイトハウスに登場したのが，環境保護団体（WWF（世界自然保護基金）：World Wide Fund for Nature）のラッセル・トレイン（Russell Errol Train（1920-2012））であった．彼は，ニクソン大統領の意を受け，アメリカが環境に優しい国であるというプロパガンダを実行する任務についた．そして，彼が，国連人間環境会議の場で，世界のクジラは絶滅の危機に瀕しているとして，捕鯨（商業捕鯨）禁止を提案し，可決させたのであった．ホワイトハウスは，彼の意見通りに，アメリカの有力な環境保護団体（「地球の友」）など）をストックホルムに集結させ，会場の周辺で，捕鯨国である日本への反捕鯨運動を展開させた．彼は，「一頭のクジラを救えずして，なんの環境保護か！」と叫んだ．ベトナム戦争と捕鯨をすりかえることに，みごとに成功したのであった．この経緯の検証としては，2002 年 9 月 2 日放送の BS-TBS のドキュメンタリー「捕鯨論争！　大国と闘った男達」が詳しい．生前のラッセル・トレインに直接インタビューをしているし，アメリカの国立公文書館から当時の極秘文書を探し出してもいる．

2　IWC の場でのアメリカ提案の否決

しかし，捕鯨の問題は専門の国際機関である IWC があるではないかということで，アメリカは改めて IWC に捕鯨（商業捕鯨）禁止を提案した．しかしながら，IWC の科学委員会（科学者会議）では，すべてのクジラが絶滅の危機に瀕してはいない，資源量の豊富な鯨類はある，また，危機に瀕している鯨類（シロナガスクジラやセミクジラなど）は捕獲禁止にして保護している，などの理由で，アメリカの提案は否決されたのであった．

Ⅳ　1982 年の商業捕鯨モラトリアム（一時停止）の決議

1　反捕鯨国の急増

ここから，アメリカの主導による巻き返しが始

まる．つまり，IWC に非捕鯨国を大量に加入させ，多数決の論理で反捕鯨を決定させようとしたのである．第 1 図の IWC 加盟国数の推移のグラフを見てもらいたい．1973 年は捕鯨国 7 か国に対し反捕鯨国 7 か国の計 14 か国であり，1976 年も捕鯨国 7 か国に対し反捕鯨国 8 か国ならびに欠席 1 か国の計 16 か国で拮抗していた．しかし，1979 年には，捕鯨国 10 か国に対し反捕鯨国 13 か国の計 23 か国に増加した．そして，ついに 1982 年，捕鯨国 10 か国に対し反捕鯨国 27 か国となり，合計加盟国は 39 か国に達したのである．

この時代の反捕鯨国の加盟増加について，大隅清治（元・日本鯨類研究所理事長）は次のように報告している．原文のまま引用したい．「（前略）反捕鯨団体は，1978 年以後非捕鯨国政府の条約加盟運動に奔走するようになった．その結果，1979 年にはセイシェルスとスエーデンの 2 国，1980 年にはスイス，オマーン，中華人民共和国の 3 国，1981 年にはセントビンセントを初め，何と 10 カ国，1982 年 7 月末までにモナコ等 5 カ国が条約に加入した．そのいずれもが非捕鯨国であり，しかもその中でアンチグワ・バーブーダのようにそれまでわれわれが耳にしたこともない小国が 7 カ国もあり，またそれらの中の 12 カ国は IWC 年次会議の直前または最中に条約加盟手続きを取って出席する仕末であった．その上に，その国の国籍を持たないいかがわしい人物が政府代表になって IWC 会議に出席する事態を迎えた．そのため 1982 年の年次会議には遂に「資格審査特別小委員会」が議長の権限で設定されたが，この審査会の委員のセントルシヤ代表の資格問題がその会議の直後に表面化し，一時議場は大混乱におちいるといった経緯もあった」（1982 年 9 月発行「鯨研通信」第 346 号，鯨類研究所（現・日本鯨類研究所））．

大隅の言う「その国の国籍を持たないいかがわしい人物が政府代表になって IWC 会議に出席する事態」こそが，反捕鯨団体の計略を如実に表している．つまり，反捕鯨の環境保護団体・動物愛護団体が，その資金力をバックに，独立したての「途上国」を勧誘したのであった．ただし，IWC 総会の場には，そういう団体の人間が，その「途上国」の政府代表として座り，反捕鯨に 1 票を投じるという仕組みである．私はこれを，「環境植民地主義」と呼ぶ．事実，前述の BS-TBS のドキュメンタリー「捕鯨論争！　大国と闘った男達」では，アンティグア・バーブーダやドミニカの政府代表が，「我々は当時，だまされていた」と証言している．ちなみに，現在は，両国とも持続的捕鯨を支持する側に立っている．

2　商業捕鯨モラトリアム（一時停止）の成立

IWC での重要事項の決定は，投票の 4 分の 3 を得た時になされる．1982 年の第 34 回年次総会の投票国数は 37 か国．捕鯨国ならびに捕鯨を支持する国は 10 か国（捕鯨をしていたのは 8 か国）なのだから，4 分の 3 には達しないはずであったが，投票結果は，商業捕鯨モラトリアムに賛成 25 票，反対 7 票，棄権 5 票によって可決されてしまったのである．棄権を除く有効投票数 32 票の 4 分の 3 は 24 票であり，1 票の差で決まってしまったのである．

捕鯨国の側の票が切り崩されたのであるが，その実例がスペインであった．当時，スペインは捕鯨国だったのだが，反捕鯨勢力の集中攻撃を受け，ついに陥落したのであった．

3　1990 年に再検討するはずが？

商業捕鯨モラトリアムの提案の理由は，あくまで，鯨類資源の危機（枯渇）にあった．資源量の状況が悪いので，当面，捕獲を一時停止して状況を見守ろうという訳であった．そして，1990 年には再検討するという条件が付いていた．

しかし，1990 年はもとより現時点に至るまで，再検討はされていない．反捕鯨国側の不誠実な対応には，あきれるばかりである．

Ⅴ　中曽根康弘内閣の異議申し立ての撤回（アメリカの圧力）

1　商業捕鯨モラトリアムへの異議申し立て

IWC のルールには，「異議申し立て（留保）」

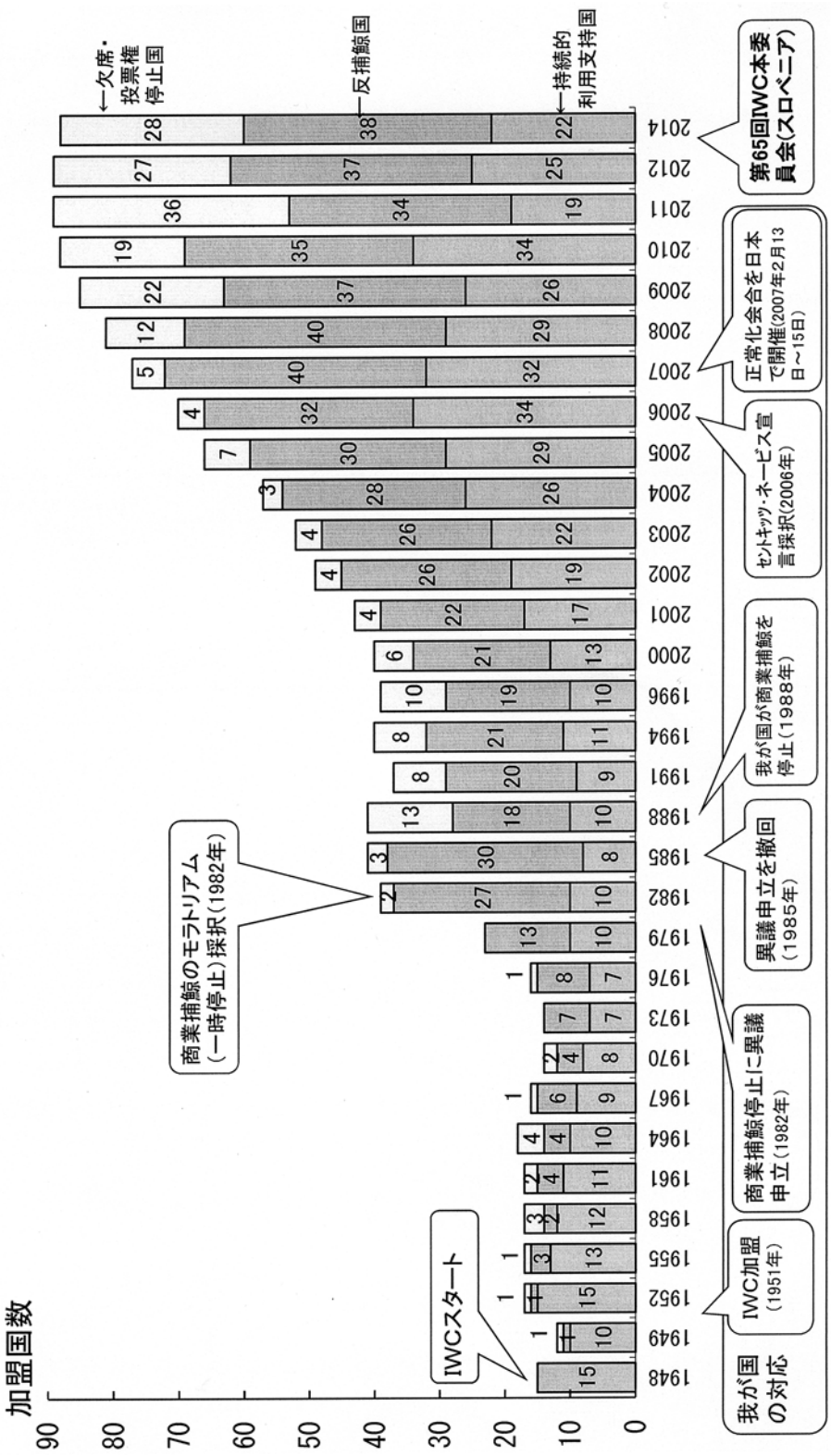

第1図　IWC 加盟国数の推移
（水産庁・作成）

というのがある．前述のように，4分の3の票をもって重要事項が決定されても，加盟国には，その決定には従わなくてよろしいという権利が認められている．これは，ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）（CITES（サイテス）：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）でも同様である．ちなみに，同条約も1972年の国連人間環境会議を契機として策定された．また，同条約での日本国の留保の一つに10種の鯨類がある[1)]．

さて，商業捕鯨モラトリアムの決定について，異議申し立てを行ったのは，日本，ノルウェー，ソ連，ペルーであった．しかし，ペルーは，アメリカ等の圧力により，すぐに撤回させられた．

2　日米捕鯨協議と異議申し立ての撤回

日本の異議申し立てに対してアメリカ政府は，自国の200海里内の日本漁船の底魚漁業に対する漁獲割り当ての削減を示してきた．そのため，日米間で12回にわたる日米捕鯨協議が行われた．

しかし，結果として，アメリカの圧力に負ける形で，日本政府は，1985年4月1日，異議申し立てを撤回した．

時の政権は，中曽根康弘内閣（在任1982年11月27日～1987年11月6日）である．アメリカ大統領はロナルド・レーガン（在任1981年1月20日～1989年1月20日）．周知のように「ロン・ヤス関係」と呼ばれる状況にあった．

当時の日米関係は，日本製自動車の集中豪雨的輸出による貿易摩擦の時代であった．対米黒字貿易に対して，日本バッシングが起こった時代でもあった．

中曽根首相としては，対米関係が悪化する中，これ以上，アメリカの機嫌を損なわないよう指示を出したのである．中曽根にとっては，たかが鯨でアメリカに楯突くな，ということであった．

おそらく，これと同じ考え方だったのが外務省であった．外務省にしてみれば，なぜ水産庁ごときがアメリカに対抗して問題を大きくするのだ，という意識であった．このあたりの事は，水産庁次長まで務めた島一雄（1987年10月から1999年11月までIWC日本政府代表も務めた）の2冊の著作に詳しい（島一雄『ゑひもせす・ん』2012，『理は我が方にあり ── 国際漁業交渉を顧みて ──』2013，いずれも自家出版）．

もちろん，日本の捕鯨産業自身が縮小過程におかれていたことも事実である．大洋漁業，日本水産，極洋捕鯨という捕鯨で大きくなった企業が，いずれも捕鯨業から撤退し，一般的な水産会社（水産物輸入を含めて）に転換していったのであった．1976年には，この3社とこれに次ぐ日東捕鯨，日本捕鯨，北洋捕鯨の計6社の捕鯨部門を統合して，共同捕鯨という会社に再編成されている．

Ⅵ　鯨類の捕獲調査（調査捕鯨）の開始

1　国際捕鯨取締条約（ICRW）第8条の権利

日本は，異議申し立ての撤回により，南極海の母船式捕鯨は1987/88漁期（周知のように，南半球の夏季は北半球の冬季であり，南極海での捕鯨は夏季に行われるため87年と88年にまたがることとなる．そのため，87/88と表記される）から，沿岸捕鯨は1988年漁期より，モラトリアムに入ることになった．

その際，鯨類資源量が危機的であるということでのモラトリアムなのだから，資源量をきちんと調査しなくてはならないとの立場で，国際捕鯨取締条約第8条の規定に基づき，鯨類捕獲調査（調査捕鯨）を実施することとなった．

しかしながら，事はそう簡単には進まなかったようである．中曽根首相は，調査捕鯨についても反対のようだったし，実は当時の水産庁長官も反対の意向であった．様々な紆余曲折を経て，調査捕鯨船団が横浜港本牧埠頭から南極海に向けて静かに出航[2)]したのは，1987年12月23日の事であった．ミンク鯨300頭の捕獲枠であった．このあたりの経緯についても，前述の島一雄の『理は我が方にあり ── 国際漁業交渉を顧みて ──』（2013）に詳しい．

ちなみに，国際捕鯨取締条約第8条の規定は次

のとおりである.「第１項　この条約の規定にかかわらず，締約政府は，同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し，殺し，及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる．また，この条の規定による鯨の捕獲，殺害及び処理は，この条約の適用から除外する．（略）第２項　前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は，実行可能な限り加工し，また，取得金は，許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない」.

要するに，調査のための捕鯨は，条約の締約国が独自に（IWC の承諾を得ることは不要．科学委員会にレビュー（説明）すればよい）行うことができる「権利」である．そして，第２項に明記されているように，捕獲したクジラは調査の修了後には「可能な限り加工」しなければならない．日本の場合は，加工するということは，すなわち食用に加工するという意味となる．かつての欧米捕鯨国であれば，鯨油に加工するということになろうか．原文（英文）では，強い強制性を持つ「shall」という助動詞が使われている．調査後のクジラを，けして無駄にしてはいけないということである．

2　副産物の販売代金で捕獲調査の経費を賄うシステム

捕獲調査の必要経費であるが，基本的には副産物である鯨肉の販売代金を充てることとなった．不足分は水産庁の予算で賄われた．

調査捕鯨の開始時は，バブル経済の時代であり，グルメブームもあり，希少価値となった鯨肉の販売価格の上昇も，その流れの中で「吸収」されていった．

しかしながら，捕獲頭数の激減と販売価格の上昇は，鯨肉を，かつての「おかず」から「ごちそう」に変えてしまった．これが，多くの国民の食生活から鯨肉の消費を遠ざける結果となったことは明らかである．国民は，鯨肉が嫌いになったのではない．食べたくても，そう簡単に食べられなくなったのである．日本国内の反捕鯨派は，さかんに，日本人は鯨を食べたいのではない，消費は低迷しているではないかと批判するが，鯨肉の供給量が減り価格が高騰すれば，食卓から遠ざかるのは必定である．

そこで，近年は，副産物の販売代金で調査の経費を賄う仕組みを変更すべきであるという声が高まってきた．つまり，国家の事業として捕獲調査を実施しているのであるからして，必要経費は国家予算から支出するのが当然である．副産物の鯨肉は，できるだけ低価格で流通させるべきである．さすれば当然，需要も高まるというものである．

Ⅶ　IWC での持続的捕鯨派と反捕鯨派のせめぎ合い

1　第 58 回セントキッツ総会（2006 年）での「セントキッツ宣言」の採択

さて，再び第１図を見てもらいたい．

1985 年の加盟国数 41 か国の内，反捕鯨国が 30 か国，捕鯨支持国が 8 か国という状況から，1988 年には，反捕鯨国が 18 か国，捕鯨支持国が 10 か国，欠席または投票権停止国が 13 か国と変化する．反捕鯨陣営において，モラトリアムならびに日本の異議申し立て撤回で一段落したという結果の表れであろうか．

その後，2000 年に至る間，加盟国数はほぼ 40 か国のラインを保つ．反捕鯨国ならびに捕鯨支持国の数も，およそ 20 か国対 10 か国の水準を保つ．

しかし，2001 年以降，加盟国数が増加に転じる．目に見えて，捕鯨支持国が増える．そしてついに，2006 年のセントクリストファー・ネービス（セントキッツ・ネービス）での年次総会の時には，捕鯨支持国が 34 か国で反捕鯨国の 32 か国を上回ったのであった．これは，簡単に言えば，捕鯨支持国の側が積極的に仲間を増やす戦術を取ったためである．捕鯨とは関係ない国であろうとも，持続的な海洋資源の利用という点で同意してくれる国々の加盟を即した結果である．

そして，商業捕鯨モラトリアムは止めて，持続的な捕鯨を再開するべしという「セントキッツ宣

言」を 33 対 32 の 1 票差で可決したのである．画期的な事であった．票決後，会議場内は持続的捕鯨派の割れんばかりの拍手の嵐で，議長（反捕鯨派）がしきりに拍手を制していたのが印象的であった．前述のとおり，4 分の 3 ではないので，このセントキッツ宣言には拘束力はない．しかし，1982 年以来長年にわたり反捕鯨国が支配してきた IWC においては，一矢報いる歴史に残る投票結果となったのである．

第 1 表を見てもらいたい．セントキッツ・ネービス年次総会での 2 つの議案の投票結果の表である．日本の提案した，日本の沿岸小型捕鯨（200 海里内）に，ミンク鯨 150 頭の捕獲枠を与えてほしいという採決では，おしくも 1 票差で負けている．この 2 つの票決結果を見て，どちらも賛成票を入れてくれたのが持続的捕鯨支持派の国々となる．

2　持続的捕鯨支持派の国々の考え

日本，ノルウェー，アイスランドの捕鯨国を支持してくれる側に着いたのは，アジア，アフリカ，太平洋，東カリブ海の諸国である．いわゆる発展途上国ならびに小国が多い．

これらの国々は，クジラをすぐに食べたいという訳ではない．ではなぜ，捕鯨国を支持してくれるのであろうか．それは，反捕鯨派の基本的な考え方である，クジラは野生動物であるから人間は手を付けてはいけないという「アニマル・ウェルフェア（動物福祉）」の思想に対するアンチテーゼなのである．

ほとんどの反捕鯨国は，経済的に豊かな国々である．それに対し，捕鯨支持国の多くは発展途上国である．しかも，太平洋やカリブ海の小さな島国が多い．彼らの食糧は，いわゆる「海の幸」に頼らざるを得ない．しかし，反捕鯨である動物愛護団体や環境保護団体の思想は，天然自然の野生動物を食糧とすることは禁止である．つまり，クジラのみならず一般的な魚類とて保護しなければならないという主張である．捕鯨支持国は，ここに危機感を抱き，IWC の場で反捕鯨派のこれ以上の横暴は阻止しなくてはならないという考え方に立って，捕鯨国支持に回ってくれたのである．

また，前述したように，1982 年当時に，環境保護派に「だまされた」形で IWC に加盟し，自国民でない政府代表を出してしまい，モラトリアムに賛成してしまった国々が「目覚めた」結果でもある．アンティグア・バーブーダ，ドミニカ，セントキッツ・ネービス，セントルシアという東カリブの国々がそうである．

反捕鯨派は，こういう発展途上国諸国が捕鯨支持派に回ったのは，日本の ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）の金の力によると批判した．日本は，これらの国々を ODA で買収したと言うのだ．この批判がまた，東カリブの国々の怒りに火をつけた．小さな島国で大きな産業もない国だが，我々はれっきとした独立国なのである，と．自らの判断で日本を支持しているのである．独立国のプライドを傷つけるような環境保護団体の批判に猛然と抗議したのであった．事実，日本の ODA は，捕鯨支持国にも反捕鯨国にもまんべんなく支給されている．2012 年はパナマで年次総会が開催されたが，パナマは反捕鯨国である．しかし，首都パナマシティの港には，りっぱな魚市場が建設されていて，その入り口には，日本の ODA によって建設されたという大きなプレートが掲げられていた．

3　セントキッツ以降の動向

「セントキッツ宣言」の採択は，反捕鯨国陣営にとっては大問題であった．再び巻き返しに出たことが，第 1 図のグラフから見て取れよう．翌 2007 年のアラスカ・アンカレッジ年次総会の時は，アメリカでの開催ということもあり，反捕鯨国は一挙に 40 か国に増加した．

一方，捕鯨支持国は，セントキッツ以降漸減傾向が続いた．2010 年のモロッコ・アガディール年次総会の 34 か国をピークに，その後減少しているように見える．これは，捕鯨支持派が消えてしまったわけではなく，グラフにある「欠席・投票権停止国」に回ってしまった結果である．発展途上国・小国が多いため，その国の経済状況により，IWC 年次総会に出て来られない国も見受け

第１表　IWC セントキッツ年次総会投票結果の一部

議　題	２日目			３日目		
	議題 10, 沿岸小型捕鯨 （ミンク鯨150頭）			セントキッツ 宣言		
国　名	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
アンティグア・バーブーダ	○			○		
アルゼンチン		○			○	
オーストラリア		○			○	
オーストリア		○			○	
ベルギー		○			○	
ベリーズ		○			○	
ベナン	○			○		
ブラジル		○			○	
カンボジア	○			○		
カメルーン	○			○		
チリ		○			○	
中国			○			○
コスタリカ	欠・停止			欠・停止		
コートジボアール	○			○		
チェコ		○			○	
デンマーク	○			○		
ドミニカ	○			○		
フィンランド		○			○	
フランス		○			○	
ガボン	○			○		
ガンビア	○			○		
ドイツ		○			○	
グレナダ	○			○		
グァテマラ	欠			欠		
ギニア	○			○		
ハンガリー		○			○	
アイスランド	○			○		
インド		○			○	
アイルランド		○			○	
イスラエル		○			○	
イタリア		○			○	
日本	○			○		
ケニア	欠・停止			欠・停止		
キリバス			○	○		
韓国			○	○		

議　題	２日目			３日目		
	議題 10, 沿岸小型捕鯨 （ミンク鯨150頭）			セントキッツ 宣言		
国　名	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
ルクセンブルク		○			○	
マリ	○			○		
マーシャル	○			○		
モーリタニア	○			○		
メキシコ		○			○	
モナコ		○			○	
モンゴル	○			○		
モロッコ	○			○		
ナウル	○			○		
オランダ		○			○	
ニュージーランド		○			○	
ニカラグア	○			○		
ノルウェー	○			○		
オマーン	○				○	
パラオ	○			○		
パナマ		○			○	
ペルー	停　止			停　止		
ポルトガル		○			○	
ロシア	○			○		
セントキッツ	○			○		
セントルシア	○			○		
セントビンセント	○			○		
サンマリノ		○			○	
セネガル	欠			○		
スロバキア		○			○	
ソロモン			○	○		
南アフリカ		○			○	
スペイン		○			○	
スリナム	○			○		
スウェーデン		○			○	
スイス		○			○	
トーゴ	○			○		
ツバル	○			○		
英国		○			○	
米国		○			○	
小　計	30	31	4	33	32	1
結　果	否　決			否　決		

（古今書院「地理」2006 年 9 月号，拙稿「鯨は食べて良いのに」より）

られる．あるいはまた，捕鯨国のリーダーである日本の働きかけが弱まったためかもしれない．国際外交は，ある意味，多数決の世界である．仲間の国をいかに増やし，その結束を常に維持しなければならない．現在の日本政府代表（コミッショナー）を務める森下丈二は，持続的捕鯨派の再団結のために尽力している．

Ⅷ　オーストラリアとニュージーランドの国際司法裁判所（ICJ）への提訴

反捕鯨国のリーダーは，初期は何と言ってもアメリカそしてイギリスであった．その後，オーストラリアとニュージーランドが強固な反捕鯨国として頭角を現してきた．近年は，IWC の年次総会の場では，アメリカとイギリスは比較的静かになり，代わって「ブエノスアイレスグループ」と自称するラテンアメリカ諸国が強硬路線を突っ走るようになってきた．

さて，2007 年 12 月 3 日，オーストラリアに労働党のケビン・ラッド政権が誕生するや，環境大臣に元ロック歌手で環境保護派の政治家に転じたピーター・ギャレットを任命した．ラッド政権誕生の総選挙では，日本の調査捕鯨に対して法的措置を取ることを公約にしていた．そして，公約通り，オーストラリアは，国際連合の組織である国際司法裁判所（ICJ）に，日本の調査捕鯨は疑似商業捕鯨であるとして，2010 年 5 月 31 日に提訴した．

2011 年 5 月にオーストラリアが申述書を提出し，翌 2012 年 3 月に日本が答弁書を提出した．これで書面手続きは終了．その後，2013 年 2 月，ニュージーランドが第三者の立場として訴訟に参加することになった．

2013 年 6 月 26 日から 7 月 16 日にかけて，口頭弁論が行われた．まずオーストラリアが，次いで日本，その次にニュージーランド，再びオーストラリア，最後が日本と言う順番であった．日豪両国合わせて，延べ 30 時間の陳述を行ったとのことである．

日本政府は，この裁判に当たって，総勢 50 名の代表団を送り込んだ．外務省からは，鶴岡公二・外務審議官（団長）[3]，長嶺安政・駐オランダ大使，水産庁からは，香川謙二・増殖推進部長（前・IWC 日本代表），森下丈二・IWC 日本代表（国際水産研究所長）などが参加した．また，国際法の専門家として，岩沢雄司・東大教授，濱本正太郎・京大教授，外国人では，ヴォーン・ロウ（オックスフォード大学名誉教授），アラン・ペレ（パリ第 10 大学教授），アラン・ボイル（エジンバラ大学教授），パヤム・アカバン（マギル大学教授）という錚々たる面々を揃えて裁判に臨んだ．この経費を考えるに，莫大な金額であったと想像できる．日本側関係者は，判決が出るまで，絶対的な勝訴を確信していたという．負けるわけがないという信念で臨んだとのことである．

以下，裁判の概略については，諸貫秀樹・水産庁国際課調査官による，2013 年 11 月 21 日の水産ジャーナリストの会例会報告「調査捕鯨を巡る日豪間の国際法廷闘争」によるところが大きい．以下，諸貫レポートを引用する．

「口頭弁論で豪州側は「南極海での調査捕鯨は科学的研究のための捕鯨ではなく，科学の名を借りた捕鯨のビジネスモデルであって，捕獲した鯨肉を販売して得た資金で次の年に捕鯨を行なうというやり方で無限に継続して捕鯨を行なっている」と主張した．これに対し日本は，法の支配と科学の重要性に基づき日本の立場の正当性を主張した．その中で特に致死的調査の必要性，サンプル数，第 2 期南極海調査捕鯨を開始した経緯などにつき，具体的なデータや証拠に基づいて豪州の主張を一つずつ潰すように反論した．最終陳述でも国際捕鯨取締条約の目的と意義は持続可能な捕鯨のための保存と管理であること，調査捕鯨は科学的知識の取得が目的で，モラトリアム解除実現のため実施していること，日本は同条約の第 8 条を守って南極海での調査捕鯨を行なっていること，などを主張した．さらに日本は，ICJ の裁定に当たり，豪州の請求は ICJ で扱う問題ではなく（ICJ には管轄権がない），訴えを却下するか，豪州の主張を退けるよう求めた」．

ICJ の裁判官は 15 名で構成されるが，15 名の

内に日本人の小和田恒・判事がいるため，オーストラリアの判事を臨時に加えて16名の裁判官で審理されることになった．裁判長は，スロバキアのペテル・トムカICJ所長．

諸貫レポートは，判決の4か月前のものであり，最後は次の言葉で結ばれている．「どういう判決内容になるか微妙だが，どちらかが一方的に勝つことにはならない気がする」．

Ⅸ　2014年3月31日のICJ判決と，その後の政府の対応

1　当初の報道は「日本の全面敗訴」

2014年3月31日の日本時間の夕刻，オランダ・ハーグのICJ法廷で判決文が読み上げられた．前述のように，日本の捕鯨関係者は，よもや負けるとは思っていなかったのだが，長文の判決文が，トムカ裁判長によって朗読されていくにつれ，風向きがおかしいと思われるようになった．そして，「Ⅰ　はじめに」に書いたような判決骨子が明白になると，マスコミは「日本全面敗訴」という報道をした．判決後，日本団長の鶴岡公二・内閣審議官が，ICJの玄関口でマスコミに「残念であり，深く失望した．しかしながら，日本は国際社会の基礎である国際法秩序や法の支配を重視する国家として判決には従う」とコメントした．

翌4月1日の新聞各紙の朝刊には，毎日新聞が一面トップで「日本の調査捕鯨中止　国際司法裁不許可判決」2面に「捕鯨政策見直し必至　調査中止　消費　影響は限定的」，朝日新聞は1面に「南極海の調査捕鯨　中止命令　国際司法裁　科学目的認めず」2面に「日本捕鯨　まさかの完敗南極海からの撤退も　外務省幹部『再開厳しい』」，読売新聞は1面に「南極調査捕鯨　認めず国際司法裁　日本に『科学的でない』」2面に「南極調査『敗訴』日本の捕鯨　転換期」との見出しがおどった．朝日新聞は，4月3日の解説記事では「捕鯨外交　自信が裏目『最強布陣』にあぐら首相『失望』審議官を叱責」と書いた．

なお，一部のマスコミの論調では，16人の裁判官の出身国[4]を見ると，圧倒的に反捕鯨国が多いので，判決がそちらに流れたというものが見受けられたが，判決に反対意見を述べた（日本を支持）のは，日本，フランス，モロッコ，そしてソマリアの4人の判事であった．この内フランスは，反捕鯨国である．また，オーストラリアの主張に賛成した判事の中のロシアは，先住民生存捕鯨の国であり，IWCではいつも日本に1票を入れてくれている．したがって，判決の判断は，あくまで裁判官の個人個人の判断によるものと考えた方が良いのではないか．とは言え，出身国で言えば，日本を提訴した当事国であるオーストラリアとニュージーランドは元より，アメリカ，イギリス，スロバキア，イタリア，メキシコ，ブラジル，インドの合計9か国は，明らかな反捕鯨国であることは間違いない．

2　オーストラリア政府の反応

日本を提訴したラッド政権は，提訴時の2010年，さまざまな要因で支持率が急落した．同年6月の労働党の党首選挙には出馬せず，首相を退陣．労働党のジュリア・ギラード政権となった．この労働党内の対立が尾を引き，なんと2013年6月には再び首相に返り咲いた．しかし，同年9月7日の総選挙では保守連合に敗北し，6年ぶりの政権交代となった．

つまり，ICJの判決時には，自由党のトニー・アボット政権となっていたのである．アボット政権は親日的と言われ，判決当時は日豪間でEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）交渉の妥結を目指していた．その訪日の直前でもあった．そのため，オーストラリア政府としては，勝訴の大騒ぎはしないように，静かな反応を示した．

アボット首相と安倍晋三首相との関係も良好であったようだが，2015年9月には，支持率の低下と自由党内の対立から党首選に敗れ，首相を退陣した．

3　その後の国会ならびに政府の対応

日本政府は，判決を受けて，4月2日には，2014/15の南極海調査捕鯨の中止を決めた．さら

に，今回の提訴には無関係な，北西太平洋と沿岸の調査捕鯨についても，中止やむなしという弱腰の観測が流れた．判決には無関係とはいえ，調査を強行すれば再びICJへ提訴されかねないという心配が，おそらく外務省筋から流されたのではないか．

すでに説明してきたような「全面敗訴」という後ろ向きなムードが，政府全体の弱腰なスタンスを生み出したようであった．

その流れを大きく変えたのが，4月16日の衆議院農林水産委員会の決議[5]であった．自由民主党，民主党・無所属クラブ，日本維新の会，公明党，結いの党，生活の党の6会派共同提案による調査捕鯨継続実施等に関する件について決議すべしとの動議が提出され，採決の結果，総員起立すなわち全会一致にて決議された．要するに，日本には調査捕鯨を継続する責務があり，現行の調査の枠組みに代わる新たな調査計画を早期に策定すること，というものである．自民党から共産党までの全会一致という意味は重い．

さらに，翌17日の参議院農林水産委員会でも，自由民主党，民主党・新緑風会，公明党，みんなの党及び日本維新の会の5会派共同提案による，衆議院と同文の決議が挙手による全会一致で成立した．同じく，自民党から共産党までの全会一致である．ちなみに，参議院の同委員会は，この決議1本のために召集されたのであった．

国権の最高機関である国会（両院）の決議を受けた政府は，翌4月18日に，林芳正・農林水産大臣が，「今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話」[6]と具体的な「今後の鯨類捕獲調査の実施方針の概要」[7]を発表した．

これによって，ふらついていた政府の腰が定まった．ICJ判決にて指摘された点は，当然ながら改善する．しかし，従来の方針である，商業捕鯨再開に向けての調査捕鯨は中止することなく継続する．中止が危ぶまれていた2014年の北西太平洋の調査捕鯨は，規模を縮小して実施する．2014/15の南極海調査捕鯨は，捕獲調査は中止するが，目視調査は実施する．さらに，判決で中止を求められた現行の捕獲調査は，その通り中止するが，全く新たな捕獲調査を立案し，2015/16には調査再開となるよう努める．

4　判決文を吟味すると

ところで，4月1日の頃は全面敗訴と騒がれていたが，判決文全文を吟味して分析していくと，これはけして全面敗訴ではないことが分かってきた．

まず大前提として，オーストラリアは，国際捕鯨取締条約の目的を変更するよう裁判所に求めていたのであった．鯨類の保護のみを目的としたかったのである．しかし，ICJは，条約の目的は変更できない，と判断した．国際捕鯨取締条約の目的は，あくまでも，捕鯨（産業）の持続的発展なのである．オーストラリアの目論みは否定された．

また，オーストラリアが指摘していた，捕獲調査でクジラを捕殺することの禁止である．反捕鯨派は常に主張する．クジラを殺さずとも表皮の一部を採取することでDNAの調査ができよう，と．しかし，ICJは判決で述べた．調査のためにクジラを殺すことは当然である．捕殺した鯨体を加工して販売することは問題ない．

判決で，科学的ではないと指摘された最大のポイントは，調査対象のミンク鯨850頭±10％，ナガス鯨50頭，ザトウ鯨50頭という捕獲枠に対して，例えば2012年度（2012/13）の実績は，ミンク鯨103頭，ナガス鯨0頭，ザトウ鯨0頭であったことだ．翌2013年度（2013/14）は，ミンク鯨251頭，ナガス鯨0頭，ザトウ鯨0頭であった．このように，捕獲枠と実績の乖離が科学的ではないとされた訳だ．調査目的があって，そのためのデータ収集に必要な数が捕獲枠であるはずなのに，ミンク鯨850頭±10％に対して103頭しか捕獲しないのはなぜか，ナガス鯨やザトウ鯨が0頭というのはなぜか，という事である．

日本は，捕獲数が激減したのは，シー・シェパードの危険極まりない妨害行動のためであると抗弁したが，判決文には，一切，シー・シェパードのことは触れられなかった．日本にとっては，この点だけとっても不当な判決であり，普通なら

ば控訴したいわけだが，ICJ は一審制のためそれもならず，泣く泣く判決に従ったという事になっている．

確かに，環境テロリストであるシー・シェパードの過激な妨害活動は，冷静に行われなければならない捕獲調査を攪乱し，正常な捕獲作業を不能にさせてきたことは事実である．

また，シー・シェパード対策として，海上保安官を同乗させたのはいいが，いざ，シー・シェパードの船が近づいてくると，海上保安官は，ただただ逃げろと指示を出すのみで，逃げ回ってばかりで仕事にならないという話も聞いている．

一方，ザトウ鯨を 50 頭捕獲する件は，2007 年度から実施計画されたが，オーストラリアを筆頭に反捕鯨国側の猛烈な反発が起こり，恐れをなした日本が計画を変更して「捕獲を延期」したまま現在に至っているのである．これは，反捕鯨を標榜する人々にとって，あまたある鯨種の中でも，ザトウ鯨こそが最愛のヒーローであり，鯨のなかのミッキーマウスなのである．ザトウ鯨を殺すなんて絶対に許さない，という声が，世界の動物愛護派・環境保護派から瞬く間に沸き起こったのである．逆に言えば，ミンク鯨に対しては，ザトウ鯨ほどの愛の嵐は起こらない．動物愛護派・環境保護派は，愛を注ぐ対象のクジラをちゃんと選別しているのである．

また，ナガス鯨については，悲しい話だが，捕鯨母船である日新丸の解体処理能力が追い付かないとのことである．簡単に言えば，日新丸が小さいのである．そもそも，商業捕鯨盛んなりし頃の捕鯨母船は，1 万トンから 2 万数千トンクラスの大型船であったが，現在の世界で唯一の捕鯨母船・日新丸は，たったの 8,030 トンである．これは，もともとは大型トロール船として建造された船を，捕鯨母船に改造して使用しているからである．したがって，ナガス鯨 1 頭を解体すると，甲板はそれだけで一杯となり，作業能率がぐんと低下すると聞いた．なお，かつて，新たに大型の捕鯨母船を建造する計画もあったのだが，それを引き受けようとした造船会社に関して，そのグループ企業である総合商社に対して，環境保護団体が，世界的な不買運動と言うか妨害行動をとるぞと脅した結果，グループ内で造船会社に圧力がかかり建造を断ってきたとのことである．

いずれにせよ，こういう事情は，ICJ の判決では一切考慮されなかった．確かに，捕獲枠と実績の乖離については，痛いところを突かれた面がある．

X　第 65 回 IWC 総会（スロベニア・ポルトロジュ）での議論の動向

1　ニュージーランド提案の採択

ICJ 判決の出た 2014 年 9 月，IWC 年次総会はスロベニアのアドリア海に面した小さな町ポルトロジュで開催された．反捕鯨国は，ICJ 判決を笠に着て，日本への攻撃を増すであろうと予測される中で幕は開いた．

この年次総会の報告の詳細は，拙稿（谷川尚哉「第 65 回 IWC（国際捕鯨委員会）総会における議論の動向と一考察」2015，駿台史学，第 153 号）を参照していただきたいが，ここでは，ICJ 判決に関連する点を，簡単に報告することとしたい．

予想通り，反捕鯨国からは，ことあるごとに，判決に従って（調査）捕鯨を中止せよという発言が連発された．それに対し，森下丈二コミッショナーは，判決を踏まえた上で国際捕鯨取締条約に立ち返り，原理原則を盾に堂々と反論した．

特に，ニュージーランドの提案は，「ICJ 判決に鑑み，科学委員会は捕獲調査について，より厳密に審査しなければならない．そして，科学委員会へのレビュー（報告）だけで良しとされている仕組みを変えて，総会の審議の後でなければ特別許可を与えない」というものであった．ノルウェー，日本，アンティグア・バーブーダが反論．ニュージーランドを支持する発言は，チリ，オーストラリア，メキシコ，EU 諸国，モナコ，ウルグアイ，アメリカであった．最終日に投票に掛けられたが，賛成 35，反対 20，棄権 5 で，ニュージーランドの決議案は採択された．繰り返しになるが，4 分の 3 ではないので拘束力は無いが，気分の良いものではない．

2　南氷洋での新たな捕獲調査の実施を宣言

そういう厳しい状況下にあっても，日本は正攻法の闘いを挑んだ．森下コミッショナーは，たとえば，商業捕鯨モラトリアムの規程の文言から説き起こし，そもそも鯨類資源の状況が悪いから，とりあえず捕鯨を一時停止して1990年に再考すると言うものであった．その再考の際には，捕獲枠を「0」以外とする，とされている点を強調．0以外という事は，1以上になるわけで，これは自動的に商業捕鯨の再開を意味するではないかと主張．ICJ判決にもあるように，国際捕鯨取締条約の目的は変更できないので，捕鯨産業の持続的な発展をこそ希求しなくてはならないと説いた．

そして，南極海での捕獲調査についても，ICJ判決は捕獲調査自体を禁止したわけではない．あくまでも現行の調査が科学的でないから，同じままでは続けられないという事なので，日本は，2015年の科学委員会に間に合うように，全く新たな調査計画を立案すると宣言した．

Ⅺ　おわりに

日本は，2014年11月までに，IWC科学委員会に新しい調査計画案を提出しなければならなかった．科学委員会開催の半年前までに，議案を上程するルールである．その新しい鯨類調査計画の名称は，「新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP（New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean)-A」とされた．「ニューレップ-A」である．

調査目的は，①RMP（改訂管理方式：Revised Management Procedure）を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化，②生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究，（水産庁ならびに外務省の資料の文言のまま）である．

調査期間は12年間（2015/16年度～2026/27年度）で，6年後に中間評価を行う．

調査の方法・内容は，①捕獲調査としては，対象鯨種はクロミンククジラで，捕獲頭数は333頭である．②非致死的調査では，バイオプシー・サンプル（皮膚標本）の採取については，これまでも実施してきたことを継続するが，さらに，南極海沖合におけるミンク鯨からのバイオプシー・サンプル採取が実行可能かどうかを検証する．また，採取したサンプルから，DNA分析による年齢推定手法や，ビタミンAや脂肪酸の分析による栄養状態把握手法が実行可能かどうかを検証する．さらに，ミンク鯨への衛星標識（繁殖海域の特定）やデータロガー（摂餌行動の調査）の装着を試行的に実施する．③餌生物資源量調査では，計量魚群探知機を活用した簡易なオキアミ資源量調査を実施する．

外国人科学者の参加及び他の調査機関等との連携では，外国人科学者の参加を歓迎するし，CCAMLR[8]，国際水産資源研究所，国立極地研究所等の外部機関や関係する調査プログラムとの連携を強化する．

以上の内容は，ICJ判決で指摘された諸点をクリアするものであり，捕獲頭数の333頭の根拠は，ミンク鯨の「性成熟年齢（妊娠可能となる年齢）」（現時点では非致死的調査では取得できない年齢データ）について，十分な精度をもって推定するに足る頭数という事で算出された．分かりやすく言えば，メスのミンク鯨が対象なのだが，捕獲するまではオスかメスかは分からない．そこで，333頭捕獲すれば，その中のメスの頭数が科学的研究のサンプル数として耐えられる数として含まれるであろう，という事のようだ．

さて，この新計画案は，IWC科学委員会開催の100日前までに，科学委員会が主催する専門家会合においてレビューされ，その結果を計画案に反映させた上で，2015年5月20日からサンディエゴで開催された科学委員会で議論された．その後，反捕鯨国の科学者から出された厳しい批判も含めて，議論された内容を計画案に反映させ，最終案が取りまとめられた．

そして，日本国政府は，国際捕鯨取締条約の第8条に基づいて「特別許可」を与えたのであった．

2015年12月1日，調査捕鯨船団の母船・日新丸は広島県因島より，目視採集調査船「勇新丸」，「第二勇新丸」，水産庁の監視船「第二昭南丸」の

3隻は山口県下関より，それぞれ出港した．なお，目視採集調査船「第三勇新丸」は11月30日に宮城県塩釜より先行して出港している．

謝　辞

本稿は，2015年5月9日の法政大学地理学会年次総会での講演内容をもとに，新たに加筆修正したものである．このような機会を与えて下さった，法政大学地理学会に感謝申し上げます．

注　記

1)　日本国外務省のホームページには，ワシントン条約についての項目の中の「5我が国の取り組み」の「⑶我が国の留保」に次のように書かれている（下記URL参照）.「現在，わが国は附属書Ⅰ掲載種中クジラ10種（ナガスクジラ，イワシクジラ（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く），マッコウクジラ，ミンククジラ，ミナミミンククジラ，ニタリクジラ，ツノシマクジラ，ツチクジラ及びカワゴンドウ，オーストラリアカワゴンドウ），附属書Ⅱ掲載種中9種（ジンベイザメ，ウバザメ，タツノオトシゴ，ホホジロザメ，ヨゴレ，シュモクザメ3種及びニシネズミザメ）につき留保を付している．このうち，附属書Ⅰに掲載されている上記クジラ10種については，持続的利用が可能なだけの資源量があるとの客観的理由に基づき，従来から附属書Ⅰに掲載されていること自体科学的根拠がないと判断しており，今後かかる状況が変化しない限り留保撤回の考えはない」. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html

2)「静かに出航」とは言葉の綾ではなく，グリーンピースの妨害行動があるとされたため，きわめて隠密裏に出航したとのことである．かつては，出航セレモニーは多くの関係者・家族による見送りで盛大に行われたが，寂しい出航となった．

3)　鶴岡公二・外務審議官は，2012年9月に経済担当の外務審議官になり，2013年4月には「内閣官房内閣審議官兼TPP首席交渉官兼任」となり，2013年7月には外務審議官を退任している．したがって，厳密に言えばハーグでの口頭弁論の時は，外務審議官と内閣審議官の兼任だったわけで，判決の時は内閣審議官のみとなっていた．なお，彼は外務省きっての語学の達人とのことで，口頭弁論時にも達者な英語と仏語を駆使して日本の主張を述べていた．

4)　もともとの15人の判事の出身国は，順不同で，アメリカ，中国，ロシア，イギリス，スロバキア，ウガンダ，イタリア，メキシコ，ブラジル，インド，ニュージーランド，日本，フランス，モロッコ，ソマリア．

5)　調査捕鯨継続実施等に関する件（案）

本年三月三十一日，国際司法裁判所が，「南極における捕鯨」訴訟の判決において，我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業を国際捕鯨取締条約（以下，「条約」という．）第八条一の範囲に収まらず，許可証を取り消し今後の発給を差し控えるよう命じたことは，誠に遺憾である．一方で，本判決は，右事業を科学的調査と認めた上で，科学的調査における致死的手法の使用自体は禁じておらず，我が国固有の伝統と文化である捕鯨が否定されたわけではない．

本判決の内容は，我が国の捕鯨政策はもとより，鯨類調査研究，鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである．また，シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による，極めて危険な海賊行為が，あたかも正当化されるかのような印象を全世界に与えかねず，政府の責任は極めて重い．

よって政府は，引き続き，世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため，左記事項の実現を期すべきである．

記

一　鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み，世界で唯一，その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすため，今後とも継続実施すること．

二　本判決に至った原因について真摯に反省するとともに，今後，調査捕鯨に関し新たな国際裁判を提訴されることのないよう，外交手段を駆使すること．

三　第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA2）に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け，万全の準備態勢を整えること．

四　本判決で判示された基準を踏まえ，来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達成する上で合理的であると認められるものとするため，非致死的調査の利用可能性に関する分析，目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について，必要な予算を確保し，早急に対応すること．その成果を元に調査計画を変更した上で，調査を継続実施すること．

五　調査捕鯨の副産物である鯨肉については，条約の趣旨に従い，従来通り適切に流通させること．また，学校給食を始めとする鯨肉販売の公益枠については，割引販売を継続実施するとともに，鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期する

こと.

六　シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は，昨年二月に米国高裁が認定したとおり，国際法の禁じる「海賊行為」であり，我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない．政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが，計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり，ひいては本判決において目標サンプル数と捕獲頭数との乖離を指摘され，目的達成上の合理性を欠くことの論拠となっている．政府は，そのことを十分に自覚した上で，調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと.

七　副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることから，国の責務として調査捕鯨を位置付け，国による安定的な財政支援を行うこと.

八　捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み，今後における我が国捕鯨政策については，条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し，強力に推進すること.

右決議する.

6)　今後の鯨類捕獲調査の実施方針についての農林水産大臣談話

平成二十六年四月十八日

国際司法裁判所「南極における捕鯨」訴訟判決を受け，我が国は，国際法及び科学的根拠に基づき，鯨類資源の保存・管理に真摯に取り組む立場から，今後の我が国の捕鯨政策の在り方を検討した結果，以下のとおりとすることとしました.

一　基本方針

判決は，国際捕鯨取締条約の目的の一つが，鯨類資源の持続可能な利用であることを確認しています．これを踏まえ，我が国は，今後とも関係府省連携の下，国際法及び科学的根拠に基づき，鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し，商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持します.

二　平成二十七年度以降の鯨類捕獲調査について

平成二十七年度以降の南極海及び北西太平洋の鯨類捕獲調査については，本年秋ごろまでに，判決で示された基準を反映させた新たな調査計画を国際捕鯨委員会科学委員会へ提出すべく，関係府省連携の下，全力で検討を進めます．その際，内外の著名な科学者の参加を得るとともに，国際捕鯨委員会科学委員会のワークショップでの議論，他の関連する調査との連携等により，国際的に開かれた透明性の高いプロセスを確保します.

また，国際司法裁判所も「遺憾な妨害活動」と判示した反捕鯨団体による不法な暴力行為については，調査船団並びに調査員及び船員の安全を確保する観点から，関係府省連携の下，新たな調査計画に合わせた対応策を然るべく検討します.

三　平成二十六年度の鯨類捕獲調査について

㈠　南極海においては，判決に従い，第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA Ⅱ）を取り止めます.

㈡　北西太平洋鯨類捕獲調査においては，第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN Ⅱ）について，判決に照らし，調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施します.

㈢　なお，平成二十七年度の調査計画の策定を踏まえつつ，判決の趣旨も考慮し，北西太平洋における DNA の採取などの非致死的調査の実行可能性に関する検証の実施など，必要な対応策を講じます.

7)　今後の鯨類捕獲調査の実施方針の概要

①　基本方針

・鯨類は重要な食料資源として，科学的根拠に基づき持続的に利用していくべきとの考え方に基づき，商業捕鯨の再開を目指す方針を堅持.

・国際司法裁判所（ICJ）判決の趣旨を踏まえ，鯨類捕獲調査を実施.

②　平成 27 年度以降の鯨類捕獲調査について

・南極海及び北西太平洋調査は，新たな計画を平成 27 年の国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に提出し，実施.

・新たな調査実施までに，反捕鯨団体による妨害活動への抜本的な対策を検討.

③　平成 26 年度の鯨類捕獲調査について

・南極海は捕獲調査は行わず，目視調査を実施.

・北西太平洋は，目的を限定し，以下の規模により捕獲調査を実施.

・また，DNA 等の採取など目視調査以外の非致死的調査の可能性について検証を実施.

（参考）

沿岸調査ミンククジラ 120 頭→ 100 頭程度

沖合調査ミンククジラ 100 頭→中止

ニタリクジラ 50 頭→ 20 頭程度

イワシクジラ 100 頭→ 90 頭程度

マッコウクジラ 10 頭→中止

※捕獲頭数に関しては，今後科学者の意見を聴取し，精査の上確定する.

8)　CCAMLR とは，「南極の海洋生物資源の保存に関する委員会」（Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources）の略称．1982 年 4 月発効の「南極の海洋生物資源の保存に関する条約」に基づいて設立された組織．この条約

の目的は「南極の海洋生物資源について，漁獲対象種並びにその関連種及び依存種を含め，合理的利用を図りつつ保存する」となっている．事務局は，オーストラリアのホバートに置かれている．委員会メンバー国は，アルゼンチン，オーストラリア，ベルギー，ブラジル，チリ，中国，EU，フランス，ドイツ，インド，イタリア，日本，韓国，ナミビア，ニュージーランド，ノルウェー，ポーランド，ロシア，南アフリカ，スペイン，スウェーデン，ウクライナ，イギリス，アメリカ，ウルグアイの 25 か国・機関である．具体的には，南緯 60 度以南の水域で，メロ（マゼランアイナメ）とオキアミを漁獲しているメンバー国間で，その資源管理をするというもの．

参　考　文　献

大隅清治（1982）：国際捕鯨取締条約の加盟国とその変遷．鯨研通信，346，27-38.

島　一雄（2012）：『ゑひもせす・ん』自家出版.

島　一雄（2012）：海洋からの食料供給と捕鯨問題(1). 鯨研通信，453，1-9.

島　一雄（2012）：海洋からの食料供給と捕鯨問題(2). 鯨研通信，454，1-17.

島　一雄（2012）：海洋からの食料供給と捕鯨問題(3). 鯨研通信，456，1-15.

島　一雄（2013）：海洋からの食料供給と捕鯨問題(4). 鯨研通信，457，1-22.

島　一雄（2013）：『理は我が方にあり ── 国際漁業交渉を顧みて ──』自家出版.

谷川尚哉（2006）：鯨は食べて良いのに ── 2006 年 IWC セントキッツ総会．地理，51 (9)，32-35.

谷川尚哉（2009）：鯨を捕って食べてはいけないの？捕鯨と反捕鯨，二分される国際世論．地理教育研究会（編）：地理を楽しく！── 子どもを引きつける 60 のポイント ──．高文研，72-73.

谷川尚哉（2013）：第 64 回 IWC（国際捕鯨委員会）総会における議論の動向と一考察．人間・自然論叢（中央学院大学），35，19-46.

谷川尚哉（2014）：国際司法裁判所の判決について思うこと ── 日本の調査捕鯨に対する予想外に厳しい判決 ──．地理教育（地理教育研究会），43，89-92.

谷川尚哉（2015）：第 65 回 IWC（国際捕鯨委員会）総会における議論の動向と一考察．駿台史学，153，109-129.